

報告第三七〇號

庄司炭坑勞働爭議

發生 昭和十年三月一日

解決 同年五月九日

庄司炭坑勞働爭議

- 一、名 稱 庄司炭坑
- 二、所 在 地 嘉穗郡幸袋町中
- 三、事 業 主 三 崎 知 一
- 四、從 業 員 數 一〇〇名
- 五、爭 議 參 加 人 員 二五名
- 六、爭 議 發 生 年 月 日 昭和十年三月一日
- 七、同 解 決 年 月 日 同 年五月九日
- 八、同 發 生 原 因

本炭坑は經營困難なる爲去る二月には賃金不拂の爲紛議を發生せしめ僅かに解決したのであるが、勞働條件劣悪なるところ、偶々同月末に至り從來の採炭賃金一兩四拾五錢なりしを五錢宛値下したので、三月一日二番方入坑坑夫二十五名は坑内に於て